

小平市ダンススポーツ連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、小平市ダンススポーツ連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を会長の住所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、小平市（以下、本地域という）のダンススポーツを統括する団体として、ダンススポーツの普及と発展を図り、もって本地域住民の心身の健全な発展ならびに社会貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
- (2) 本地域におけるダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興
- (3) J D S F 公認または承認等の競技会の開催及び支援
- (4) 東京都ダンススポーツ連盟（以下、都連盟という）が行う事業への協力
- (5) 本地域体育協会への加盟及び関連事業の推進
- (6) 本連盟所属の J D S F 会員及び選手等の登録管理
- (7) 会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会等の開催
- (8) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟サークル及び会員

(加盟サークル)

第5条 本連盟の加盟サークルは、本地域で活動し、本連盟に登録した J D S F 認定サークル及び本連盟理事会で承認されたサークルとする。

- 2 加盟サークルの加盟、脱退、資格喪失などについては、本連盟理事会の承認を得なければならない。

(会員)

第6条 本連盟の会員は、前条の J D S F 認定サークル及び本連盟理事会で承認されたサークルに所属する個人とする。

- 2 会員は原則として本連盟を通じて J D S F の会員登録を行う。

- 3 本連盟は、第 1 項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する賛助会員をおくことができる。

(会費)

第 7 条 会費は加盟サークルが負担するものとし、年額 5,000 円とする。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会
 - (2) 死亡
 - (3) 除名
- 2 前項第 3 号の会員の除名は次の場合とし、本連盟理事会において決定後、都連盟及び J D S F に報告し、承認された場合に実施する。
 - (1) 本連盟または J D S F ・都連盟の名誉を著しく損なう行為があったとき
 - (2) 本連盟の規約または J D S F 定款・都連盟規約その他違反行為があったとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第 4 章 総会

(総会)

第 9 条 本連盟に、最高決議機関として総会をおく。

- 2 総会は、会員の代表者(以下、代議員と称する)をもって構成し、毎年 1 回会長が招集する。

ただし、理事会が必要と判断した場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 代議員は、本連盟の加盟サークルからの代表者とし、その人数は各加盟サークル会員数の 10% (小数点未満切り上げ) とし、最低 2 名とする。
- 4 構成員の過半数以上の要求があった場合には、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
- 5 総会の議長は、代議員の互選による。
- 6 総会は、代議員の過半数の出席 (委任状を含む) をもって成立するものとする。
- 7 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
- 8 総会の議事については議事録を作成し、議長及び議事録署名人の署名を受けなければならない。

(総会の議決事項)

第10条 次の各号は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 規約の改定
- (5) その他必要と認められた事項

第5章 役員

(役員)

第11条 本連盟に、次の役員をおく。

- (1) 理事 10名以内 (各加盟サークルから2名以上)
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、副会長若干名、事務局長、会計、都連盟派遣理事、都連盟代議員、登録委員を置く。

(役員を選出)

第12条 理事及び監事は、総会で選出する。

- 2 会長、副会長、事務局長、会計、都連盟派遣理事、都連盟代議員、登録委員は、理事の互選とする。
- 3 本連盟の役員は、本連盟会員でなければならない。

(役員任期)

第13条 本連盟の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了までとする。ただし、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2 任期満了後も、後任の役員が選任されるまでの間は、なお役員としての権利・義務を有する。
- 3 役員は、再任されることができる。

(役員職務)

第14条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は代表者として本連盟の事業を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また、副会長のうち1名を体育協会担当とする。
- (3) 会計は金銭出納を担当し、財産を管理する。また、決算書を作成する。
- (4) 監事は業務及び会計を監査する。理事会に出席することができる。

(名誉役員)

- 第 15 条 本連盟に名誉役員として、名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。
- 2 名誉役員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第 6 章 理事会

(理事会)

- 第 16 条 本連盟に、執行機関として理事会をおく。
- 2 理事会は、理事をもって構成し会長が招集する。
- 3 理事会の決議は、出席者の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については議事録を作成する。

第 7 章 会計

(経費)

- 第 17 条 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。
- (1) 年会費
- (2) 競技大会収益
- (3) 助成金及び寄付金
- (4) その他の事業収入

(会計年度)

- 第 18 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

第 8 章 解散等

(解散もしくは都連盟からの脱退)

- 第 19 条 本連盟の解散、又は都連盟からの脱退を行う場合は、総会にて出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得るとともに、次の (1) 又は (2) のいずれかの手続きを経るものとする。
- (1) 本連盟会員の 4 分の 3 以上の賛成
- (2) 都連盟の承認
- 2 本連盟が解散する場合、財産は総会で予め定められた類似の団体に寄付するものとする。

附 則

- この規約は令和 3 年 9 月 26 日から施行する。
- 一部改正 施行期日
- この規約は令和 5 年 4 月 16 日から施行し、令和 4 年 4 月 17 日から適用する。